

焼津市週休 2 日工事（土木工事等）実施要領

（目的）

第 1 条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、週休 2 日工事の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（対象工事）

第 2 条 この要領の対象となる工事は、焼津市が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表（管路、ポンプ場・処理場）により積算する工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- （１）施工に必要な実日数（実働日数）が 1 週間程度と見込まれる工事
- （２）通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等
- （３）市長が対象工事に適さないと判断する工事

（用語の定義）

第 3 条 本要領において用いる用語は次のとおりとする。

（１）週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（２）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

（３）現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（４）現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算出する。

現場閉所率が 28.5%以上の場合を 4 週 8 休以上、25%以上 28.5%未満を 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、21.4%以上 25%未満を 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満とする。

（５）月単位の週休 2 日

対象期間の全ての月において、週休 2 日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当

該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

（６）通期の週休２日

対象期間の現場閉所率が 28.5 %以上の状態をいう。

（発注）

第４条 週休２日工事の発注は、発注者指定型により発注する。

２ 前項の規定により発注するときは、焼津市週休２日工事（土木工事等）特記仕様書（別紙１）を添付し、４週８休以上（土木工事標準積算基準書により積算する工事の場合は月単位の４週８休以上）の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

（実施方法）

第５条 週休２日工事の実施方法は次のとおりとする。

- （１）受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表（別紙２を参考とする）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰することができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に発注者と受注者とが協議して方針を決定するものとする。
- （２）受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- （３）監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

（工期の設定）

第６条 発注者は、別に定める「焼津市建設工事工期設定要領」に基づき、適切な工期の設定を行うものとする。

（費用の計上）

第７条 静岡県が定める「週休２日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

附 則

この要領は、令和２年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年 10 月 13 日から施行し、令和６年４月１日から適用する。ただ

し、施行の日以後に設計された工事であって、工事期間が令和５年度中に開始し、令和６年度以降に終了するものについては、市長が特に認めるものを除き、令和６年４月１日以前であつても適用の対象とする。

附 則

この要領は、令和６年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年１０月１日から施行する。